

特別会計・企業会計決算

一般会計とは別に、特定の事業を行うための会計です。宿毛市では国民健康保険事業や下水道事業など11会計（平成29年度）と、公営企業法による企業会計である水道事業会計があります。

(千円)

会計	歳入総額	歳出総額	実質収支額	歳入のうち一般会計からの繰入金	
国民健康保険事業	3,429,816	3,426,183	3,633	307,990	
へき地診療事業	49,360	49,360	0	19,588	
定期船事業	120,041	115,758	4,283	0	
特別養護老人ホーム	122,935	122,935	0	101,880	
学校給食事業	196,357	196,423	△66	106,764	
下水道事業	751,636	751,636	0	386,121	
国民宿舎運営事業	11,178	11,178	0	0	
幡多西部介護認定審査会	3,066	3,066	0	0	
介護保険事業	2,223,571	2,212,495	11,076	361,610	
土地区画整理事業	41,015	41,015	0	40,562	
後期高齢者医療	297,788	296,589	1,199	116,435	
計	7,246,763	7,226,638	20,125	1,440,950	
水道事業					
	区分	収入	支出	収支差引	補てん財源
	収益的収支	488,475	369,447	119,028	
	資本的収支	515,587	616,569	△100,982	100,982
	計	1,004,062	986,016	18,046	100,982

※実質収支額＝歳入総額－歳出総額－翌年度繰越額

平成29年度決算における財政健全化法数値

平成29年度における財政健全化法数値は、いずれの数値も早期健全化基準を上回ることはない数値となっておりますが、実質公債費比率および将来負担比率は他市町村と比べると依然高い数値となっており、今後も財政健全化に向けた取り組みを継続していく必要があります。

	29年度	早期健全化基準	説明	
健全化判断比率	実質赤字比率	-	14.16	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
	連結実質赤字比率	-	19.16	全会計を対象とした実質赤字等の標準財政規模に対する比率
	実質公債費比率	13.3	25.0	一般会計等が負担する借金の償還金等の標準財政規模に対する比率
	将来負担比率	67.1	350.0	一般会計等が後年にわたって負担すべき負債の標準財政規模に対する比率
	資金不足比率	-	20.0	公営企業（水道等）の資金不足額の事業規模に対する比率

(注) 比率が-のところは、黒字の決算により数値が出ていません。

《用語説明》

標準財政規模：地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの。(宿毛市の場合は平成29年度で66億9,243万4千円)

早期健全化基準：早期健全化基準を上回ると歳入の確保、歳出の削減などを掲げた「財政健全化計画」を定め、財政の健全化を図る必要があります。

借入金の状況

平成29年度末における借入金残高は、平成28年度末に比べて6億1,546万1千円減りましたが、住民一人あたりの総借入額は約73万円と、依然として高くなっています。

会計別	29年度末現在高(千円)	住民一人あたりの金額(円)	28年度末からの増減額(千円)
一般会計	10,646,649	512,277	△369,407
へき地診療事業会計	2,398	115	△1,267
特別養護老人ホーム会計	604,315	29,077	△101,538
学校給食事業会計	3,700	178	3,300
下水道事業会計	3,933,380	189,260	△106,989
土地区画整理事業会計	72,260	3,477	△39,560
計	15,262,702	734,384	△615,461

決算審査

監査委員会、市議会予算決算常任委員会から、各会計における予算は、適法かつ合理的、効果的に執行されているとの報告をいただきました。

その中で、市税等の収入未済金の回収等に向けて更に努力するよう意見が付記されておりますので、市民の皆さんや関係機関のご理解とご協力をいただき、改善に向けて取り組んでまいります。

問 総務課財政係 ☎ 63-0948